

慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人豊中こども財団（以下「この法人」という。）の慶弔に関する必要な事項を定めるものである。

(慶賀金)

第2条 この法人の会員の園長等（理事長設置者を含む以下同じ）が、以下の表彰を受けたときは、祝金等を贈って祝意を表す。

イ. 叙勲・褒章・文部科学大臣・厚生労働大臣表彰並びに知事表彰等を受けた者
1万円

(弔慰金)

第3条 次の各号に該当する場合は、この法人代表が弔問しそれぞれ次の通り弔慰を表す。

イ. 役員・評議員及び会員の園長等本人 供花、弔電

(特例)

第4条 特別の事情により、この慶弔規程により難しいときは、その都度理事長が決定し、理事会に報告するものとする。

(改廃)

第5条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

この規程は、2019年4月1日より施行する。